

# 安来市いじめ防止基本方針

平成27年12月1日

(令和5年4月27日改訂)

安来市 ・ 安来市教育委員会

はじめに	1
第1章 いじめの防止等の対策に関する市の基本的な考え方	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめの対処	3
(4) 地域や家庭との連携について	3
(5) 関係機関との連携について	3
4 いじめ問題に対する役割	3
(1) 市及び市教育委員会	3
(2) 学校	3
(3) 保護者	4
(4) 児童生徒	4
(5) 地域	4
(6) 関係機関の協力	4
第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 市及び市教育委員会が実施する取組・対応	5
(1) 子どもを見守る環境を整える	5
(2) いじめを未然に防ぐ	6
(3) いじめに対する措置	7
(4) 学校評価、教員評価の実施	7
2 学校に実施を求める施策	8
(1) 子どもを見守る環境を整える	8
(2) いじめを未然に防ぐ	9
(3) いじめに対する措置	11
(4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応	13
3 重大事態への対処	14
(1) 教育委員会又は学校による調査	14
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
4 その他	18
【参考】学校におけるいじめの重大事態の流れ	19

## はじめに

子どもは社会の宝であり次代を担う可能性に満ち溢れたかけがえのない存在である。

安来市は豊かな自然、伝統ある歴史、世界に躍進する産業など、数多くのひと・もの・ことにあふれている。子どもたちにはふるさと安来を愛し、ふるさとに誇りをもって、すこやかに育って欲しい。そして、社会の中で自己実現を図りながら、個々の幸福を追求するとともに社会の発展に寄与する大人へと成長・発達することを願っている。

今日大きな社会問題となっているいじめは、このような子どもたちの健全な心身に、そして将来の生き方に深刻な影響を及ぼすだけでなく、身体や生命に重大な危険を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

しかしながら、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる問題である。また、加害・被害という二者関係だけでなく、そのいじめを許容している集団全体の問題でもある。

こうしたいじめから子どもたちを守り、子どもたちが安心して学び、生活ができるようにするためには、学校をはじめ市・家庭・地域・関係機関が一丸となって防止等の対策に取り組むことが必要である。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、市としてのいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策に関する基本的な考え方を示すものである。また、市・学校・家庭・地域の役割を明確にするとともに、その連携をより実効的なものとし、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

## 第1章 いじめの防止等の対策に関する市の基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはすべての児童生徒に関わる問題である。いじめ防止等の対策はすべての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるようにするために、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行わなければならない。

市・学校・家庭・地域その他の関係機関は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、主体的かつ協働して、いじめ問題を克服することをめざして取り組まなければならない。

## 2 いじめの定義

いじめの定義について、法では次のように定めている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

○法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

## 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こりうる。」という認識を持ち、すべての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない」行為であることの理解を促進し、学校教育活動全体を通して、人権教育の推進を図り、豊かな情操や道徳心の養成、互いを尊重し合える態度など、

互いに認め合い支え合い、助け合える豊かな人間関係づくりの素地を養うことが重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、温かい人間関係の中で児童生徒が安心して生活でき、自己有用感や充実感を感じることができ、いじめを生まない学校・地域の風土作りに、関係者が一体となって継続的に取り組むことが必要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめは早期発見・早期対応が重要である。いじめは、大人が気づきにくい時や場所、判断しにくい態様で行われることが多いことを認識し、児童生徒の小さな変化に気づき、いじめを見逃さず、積極的に認知していくという能力と姿勢が必要である。あわせて日ごろからの信頼関係づくりに努め、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備するなど、学

校・家庭・地域・関係機関が連絡を密にし、より多くの目で児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、あるいは疑わしいと判断した場合、学校は直ちに対応することが必要である。いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全確保、いじめたとされる児童生徒への事情確認に基づく適切な指導など、解決に向けて迅速な対応を組織的に行うことが重要である。

また、事案に応じて関係機関への相談や連絡、連携した対応を行うことが必要である。そのために平素から学校における組織的対応のための体制整備、教職員による対処方法についての理解、関係機関との連携を深めておくことが重要である。

### (4) 地域や家庭との連携について

地域全体で児童生徒の健全な成長を見守り育てていくために、学校関係者と PTA、地域関係者、家庭が連携することが必要である。そのためには組織的な連携体制を整備し、平素から学校の取組や願い、児童生徒の活動の様子を伝えたり、共に活動する機会を設定したりするなかで互いに理解を深め、協力して明日のふるさとを支える児童生徒の育成を推進することが重要である。

### (5) 関係機関との連携について

いじめ問題の対応には事案に応じて関係機関との適切な連携が必要である。そのためには平素から担当窓口の確認、連絡会議の開催など情報共有を行い、相互理解を図ることが重要である。また、連携対応体制の整備と関係職員による実際の対処方法についての理解を深めることが重要である。

## 4 いじめ問題に対する役割

### (1) 市及び市教育委員会

市及び市教育委員会は、法が示す基本理念にのっとり、県と協力しつつ、いじめ防止等の対策を総合的に策定し、実施する。また、これらに必要な財政上の措置、その他の必要な措置を講ずる。加えて学校の設置者として、いじめの問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

### (2) 学校

学校は、法が示す基本理念にのっとり、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめの対処等に関する措置を実効的・組織的に行う。教職員がいじめを発見し、また相談を受けた場合には、速やかにいじめ防止等の対策のための組織に報告し、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

学校は、法が示す基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者・地域・警察等関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止等の対策に取り組む。また、学校全体で人権同和学習を教育活動の基底に据え、道徳教育やふるさと教育などを通して豊かな心の育成を図るとともに、授業や学校行事を通して、児童生徒が「自己有用感」が感じられる活動を展開していく中で、児童生徒一人一人の人権感覚を養うとともに共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する。

当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、教職員一人一人が辛い思いをしている児童生徒の気持ちにより添い、その思いを受け止めつつ、適切かつ迅速にこれに対処する。

### (3) 保護者

保護者は、親子間のコミュニケーションを図り、家庭での教育を通して、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように、いじめを傍観することがないように、規範意識、自尊感情、人権感覚を育てていく。また、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に児童生徒をいじめから保護をする。なお、これらの際には、必要に応じて、学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。

保護者は、国、県、市、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

### (4) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努める。また、いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、担任や保護者やいじめ相談窓口（相談電話等）など大人や友だちに相談する。

### (5) 地域

地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、当該地域の子どもに対して規範意識を育むとともに、地域全体で子どもを見守る。声かけなどの活動を通して、あたたかいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

### (6) 関係機関の協力

関係機関は、法が示す基本理念にのっとり、各機関の機能に応じて、いじめの防止等のために必要な施策を講じるとともに、学校や市と連携していじめ防止等の対策に取り組む。

## 第2章 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 市及び市教育委員会が実施する取組・対応

#### (1) 子どもを見守る環境を整える

##### ① いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、福祉部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

##### ② いじめ問題専門委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、いじめ等の対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、条例により、いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

この専門委員会は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって当該いじめ事案の関係者との直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

専門委員会についての必要事項はいじめ問題専門委員会設置条例で別に定める。

##### ③ 通報及び相談体制の整備

市は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるために、県と連携を図りながら、相談窓口を確保し、その連絡体制を整備するとともに、窓口等の周知を徹底する。あわせて、相談支援などを実施する民間団体の支援等を行う。

##### ④ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

市は、県との連携を図りながら、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員への研修の充実やいじめ防止等に関する資料の活用を通して教職員の資質能力の向上を図る。また、いじめの防止のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理・福祉等に関する専門的知識を有するものであっていじめの防止を含む教育相談に応じることのできる者の確保に努める。

##### ⑤ 保護者・地域住民に対する支援及び啓発

市は、保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、子どもの規範意識、自尊感情、人権感覚を養うための指導等が適切に行えるよう支援する。また、いじめから徹底して子どもを守ることができるよう、保護者を支援する。また、PTA等関係機関と連携しながら、保護者や地域住民を対象とした学習機会の提供、いじめ防止等の対策にかかわる啓発活動を実施する。

## ⑥ 学校相互間の連携

市は、いじめが複数の学校にまたがる場合を想定し、その早期解決が図られるよう、学校相互間の連携協力体制の構築を促進する。

## ⑦ 学校と地域・家庭との連携協働体制の構築

市は、「地域で子どもを育てていく」ことを基本理念とし、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや放課後児童クラブ、交流センター、スポーツ少年団など地域の関係団体との連携を促進する。あわせて、学校と地域、家庭における組織的協働体制の構築を支援する。

## (2) いじめを未然に防ぐ

### ① 学校の教育活動全体を通じた心の教育の推進

- いじめの未然防止には、児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、一人一人の人権が尊重される学校づくりをめざして児童生徒の人権に関する知識を深め、人権感覚の育成をはかることが大切である。

このためには、学校では教育活動全体を通じた人権同和教育・道徳教育を推進することが必要である。

市は、そのための教育用教材の活用や教職員の指導力の向上並びに人権意識を高めるため、教職員を対象とした研修等を実施する。

- 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進する。
- 社会性、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、規範意識などを育てるため、学校教育活動における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動や保幼小中連携による異年齢交流の推進を支援する。
- 生涯を通して自立的な社会参加を促すキャリア教育や特別支援教育の推進を支援する。  
支援に当たっては関係市部局（人権施策推進課、福祉課、子ども未来課、地域振興課等）との連携を密にし、市全体で支援する。

### ② 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援

市は、学校の児童会・生徒会等における人権集会等、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動やそのことをテーマとした全校集会等、児童生徒自身が考え、議論する等の主体的な活動の促進を図る学校の取組を支援する。

### ③ 児童生徒への定期的な調査等の実施

いじめを生まない集団づくりをめざして、児童生徒理解のための定期的な調査を行う。あわせて調査に基づく校内研修等の取組に対する指導助言を行う。

### ④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

市は、教職員向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図るとともに、学校におけるいじめの実態把握等の取組状況を点検する。

また、学校は、地域住民や保護者からいじめに係る取組が適正に行われているかについて、学校評価の項目に位置づける。

### ⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

市は、インターネットにおける情報の高度な流通性、発信者の匿名性等の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒、保護者に対して必要な啓発活動を実施する。

## (3) いじめに対する措置

市は、学校においていじめが行われたことが確認された場合、学校がいじめ解消のための対応を適切かつ継続的に行うことを支援する。支援に際しては、要保護児童対策推進協議会など、必要に応じて関係部局、関係機関との連携を図りながら学校支援を行う。

また、学校におけるいじめへの対応の状況について、必要に応じて調査するとともに適切な措置がとられるよう指導又は助言する。

加えて、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第36条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、適切な対応を図れるようにする。

## (4) 学校評価、教員評価の実施

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができているかどうかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかどうかという視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、教員の萎縮につながらないように、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

## 2 学校に実施を求める施策

いじめ防止等への対応は、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、校長のリーダーシップのもと、市との連携を図りながら学校全体として取り組むことが必要である。

※取組にあたっては、国の『基本方針（別添②）学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』、県、市のいじめ防止等に関する資料等を状況に応じて参考にする。

### (1) 子どもを見守る環境を整える

#### ① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県、市の基本方針を参考にして、それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

策定にあたっては、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が機能しているか点検し、必要に応じて見直すためのPDCAサイクルを盛り込んでおくことが望ましい。

また、いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、さらにいじめの加害行為の抑止にもつながることから、学校基本方針の周知に努める。

#### ② いじめ防止等の対策のための組織の設置

各学校には、法第22条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。必要に応じて心理や福祉の専門家など外部専門家を加えて構成される組織とする。この対策組織は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

##### 〈組織の役割〉

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・具体的で実効性のある校内研修（複数回）の企画
- ・実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・いじめが生じた際の組織的な対応

- ・いじめ事案の事実関係を調査する母体
- ・保護者や地域への情報提供
- ・いじめ防止等についての取組の検証、改善 など

### ③ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校は、学校基本方針やいじめ防止等に対する学校の取組等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域や家庭と連携した対策を推進する。

## (2) いじめを未然に防ぐ

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校は全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことが重要である。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼ができる関係の中で、安心・安全に学校生活を過ごすことができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

### ① いじめの防止のための取組

- 校内研修や職員会議でいじめについての理解や指導上の留意点等について教員職員全員が共通理解を図る。児童生徒にも全校集会や学級活動などでいじめの問題について触れ、常日頃から児童生徒と教職員がいじめについての共通理解を図り「いじめは人として絶対に許されない」との強い認識を学校全体で共有する。
- 学校の教育活動全体を通じた人権同和教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の中には、他の児童生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒もいる。このような児童生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじ

めを早期に発見し解消を図ったりするには、各学校の全教職員による支援体制の構築が不可欠である。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童生徒を尊重する教育の推進が必要であり、一人一人の教育的ニーズに応じた支援をより積極的に推進するとともに、児童生徒の特性に寄り添い、支え合っていくための理解教育を推進する。

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 人権集会を開催するなどして児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうか、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

## ② 早期発見のための取組

- いじめに対応しやすい環境づくり
  - いじめの発生は避けたいことではあるが、万が一起こった場合には、いち早く気づいて校内で共有することは恥ずべき事ではない。むしろそうした行為は推奨されるべき行為である。日頃からこのような雰囲気を醸成していくことに努める。
- 児童生徒理解
  - 平素から児童生徒の交遊関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないよう注意する。ただし、いじめのサインは、児童生徒の言動に表れるものがすべてではなく、表面的な児童生徒理解に留まらないようにする。さらに、早期発見のためのチェックリストの活用、定期的なアンケートや教育相談週間の実施などにより、いじめ発見に向けて積極的な取組を欠かさない。
  - アンケートについては、記名・無記名、または選択・併用等のほか、生活実態調査に含めるなど児童生徒が記入しやすい形で実施する。

○ 信頼関係の構築

機を捉えた温かな声かけや生活ノート指導など日常の教育活動を通じ、児童生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。その上で担任を中心として深い信頼関係を築いていく。

○ 相談機能の充実

スクールカウンセラーや養護教員と効果的に連携し、児童生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。加えて、児童生徒が気軽に安心して相談できる環境を工夫するなど学校全体として組織的に教育相談体制の整備を行う。

○ 異校種間や学校間の連携

幼稚園等と小学校間や小・中・高校間で配慮を要する児童生徒の情報について適切な共有を行うことにより、一貫した指導体制を構築する。

○ 校外相談機関との連携

市の福祉課、子ども未来課、市民相談室などの相談窓口や県警や県、民間団体の相談電話など、校外の相談施設の機能や利用の仕方を児童生徒や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。さらに各相談システムと連携を図り、各校での指導に役立てていく。

### (3) いじめに対する措置

#### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかにいじめ防止等の対策のための組織に報告し情報を共有する。その際、特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込み、報告しないことはいじめ防止対策推進法に違反し得ることを理解しておく。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを行った児童生徒・いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所管警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめたとする行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。(例：インターネット上での悪口等)

## ② いじめを受けた児童生徒、保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等によりできるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等についての情報共有を行う。事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなどいじめを受けた児童生徒の安全を確保する。あわせて、いじめを受けた児童生徒が信頼できる人や、教育委員会、外部の専門家との連携を図りながら、本人が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう支援を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。継続して注意を払い、被害者が心身の苦痛を感じていないかを確認し、被害者を徹底的に守り通し、安心安全を確保する。その後、いじめに係る行為が止み、少なくとも3ヶ月を目安としていじめの解消とする。

## ③ 特に配慮が必要な児童生徒

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児相生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- 病気等に感染した児童生徒
- 上記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## ④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて教育委員会や外部の専門家の協力を得ながら組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

保護者に対しても把握した事実関係を迅速に連絡し、理解や納得を得た上で、以後の対応を学校と連携して行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。また、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする一方、当該児童生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮を行う。

#### ⑤ 周囲の児童生徒への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

いじめを当該児童生徒の問題にとどめず、当該児童生徒のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

### (4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

#### ① 未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。また、教員自身も校内外の研修の機会を利用して積極的な知識の収集に努める。

さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくり、フィルタリングの利用等について保護者に対して積極的に協力を依頼する。

#### ② 早期対応

インターネット上で行われるいじめに対しては、児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気をつくったり、関係機関と情報連携を行ったりすることによって早期発見、早期対応に努める。インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していく。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 教育委員会又は学校による調査

##### ① 重大事態の意味

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校又は教育委員会は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たらなければならない。

##### ② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

##### ③ 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処し、いじめの事実の全容を解明するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

教育委員会は学校からの報告を受け、その事案の調査を学校主体で行うか教育委員会主体で行うか、どのような調査組織にするかについて判断する。

#### 調査主体決定の考え方

- ① 重大事態が発生した場合の調査主体は、②に掲げる場合を除き、原則として学校とする。
- ② 以下に掲げる場合は、原則として調査主体を教育委員会とする。
  - 重大事態が自死事案の場合
  - 学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合

#### ④ 調査を行うための組織

学校が調査を行う際には、学校に設置されているいじめ防止等の対策のための組織を母体とした調査組織を設置する。(教育委員会が必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。)

教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることによる調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査(調査)が行われる場合は相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒から聞き取りを行うに当たってはその心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

いじめを受けた児童生徒や保護者に対しては、調査を開始する前に、丁寧な説明を行い、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。特に調査結果を希望する保護者には、あらかじめどのような情報を、どのような形式で提供するかを説明しておく。(個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合がある。)

##### ア) いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聞き取りができる場合は、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行い、質問紙や聞き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰の支

援や学習支援等を行う。

#### イ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### 〈自死の背景調査における留意事項〉

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、当該事案の事実の究明及びその後の自死防止に資する観点から、以下の事項に留意のうえ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることをめざして背景調査を行うことが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自死が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

○ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

○ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自死は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自死報道への提言を参考にすることが必要である。

## ⑥ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

## ⑦ 調査結果の提供及び報告

### ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して経過報告も含めて適時・適切な方法で説明を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。調査対象となる在校生やその保護者には質問紙等の実施により得られたアンケートについてはいじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ説明する等の措置をする。

## イ) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。その際、公表の仕方および公表内容を、いじめを受けた児童生徒や保護者に確認する。

いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果に添える。

いじめ行為を行った児童生徒や保護者に対してもいじめを受けた児童生徒や保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明をする。

## (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ① 再調査

上記⑦ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### ② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は市長が設置するものとし、当該機関の委員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しないなかから市長が任命する。

### ③ 再調査の結果を踏まえた措置等

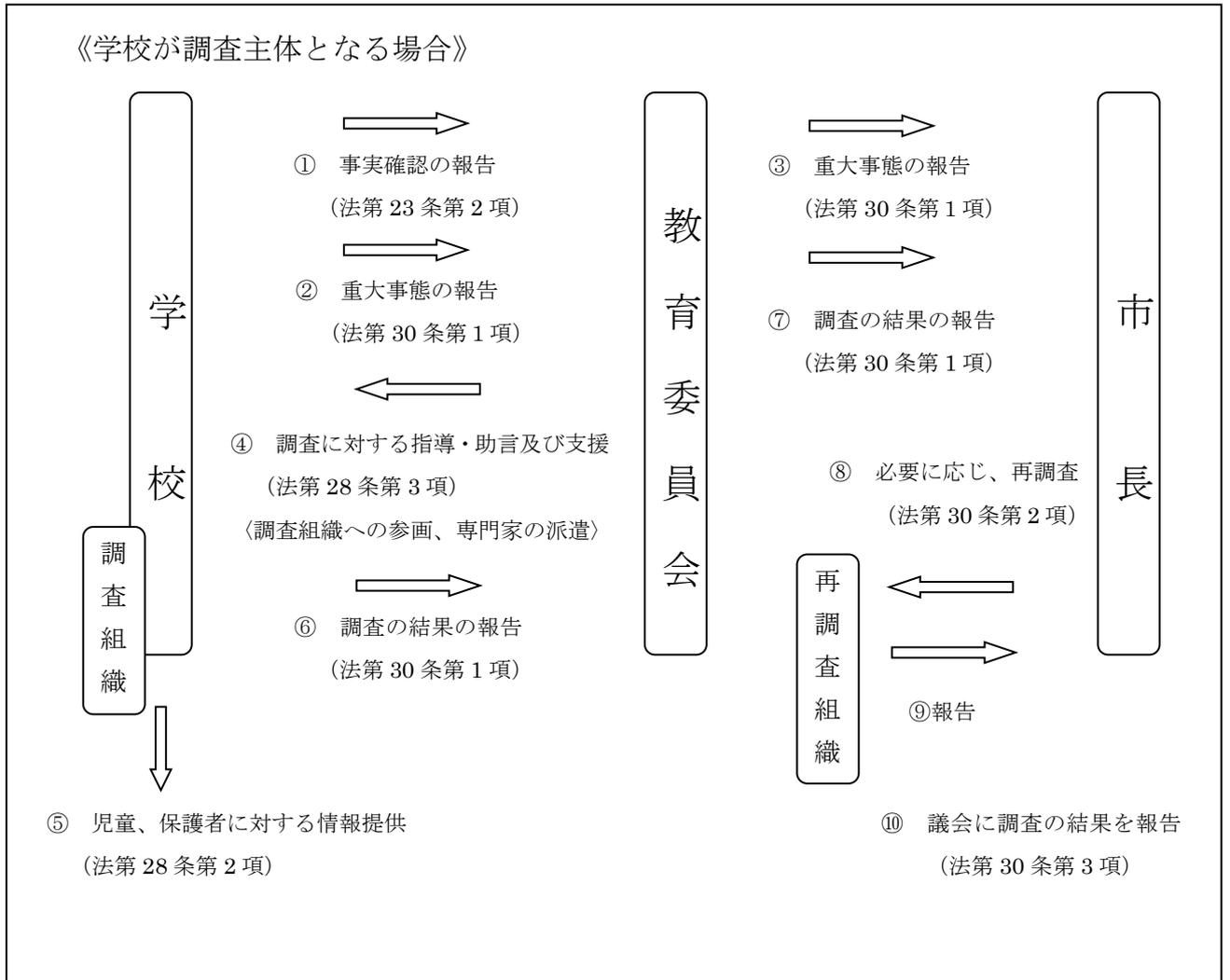
教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

## 4 その他

当該基本方針の策定から3年の経過をめぐり、法の施行状況や国、県の基本方針等を勘案して見直しを検討し、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置をとることとする。

【参考】学校におけるいじめの重大事態の流れ



《教育委員会が調査主体となる場合》

